

「甲賀ブランド」認定制度スタート

認定商品等を募集

市内の資源を活用した観光にかかわる地域産品などを甲賀ブランドとして認定し、広く国内外に発信することで、甲賀市の知名度やイメージを高めることを目的に、「甲賀ブランド認定制度」を開始します。そこで、「甲賀ブランド」に認定する商品等を次のとおり募集します。認定された商品等については、「甲賀ブランド」として各種広報媒体やメディアなどを通してPRしていきます。

■募集締切(第1回)

10月10日(水)まで

■認定の対象*

一次産品、加工品及び郷土料理、工芸品、有形・無形・民族文化財、記念物、植物及び地質鉱物、自然及び景観、伝統的建造物

■申請要件

原則として市内に住所を有している事業者

■認定審査

応募された商品等は、「甲賀ブランド認定審査会」の審査を経て、協議会が「甲賀ブランド」に認定します。

■応募方法

所定の様式に必要な事項を記入の上、観光戦略推進室へ郵送またはご持参ください。

*認定の対象、認定基準等、詳細は観光戦略推進室で配布する募集案内をご覧ください。協議会及び市ホームページからもダウンロードできます。

★ロゴマーク決まる★

甲賀ブランド推進協議会で募集をした「甲賀ブランド」のロゴマークがこのほど決定しました。

7月1日から8月10日までの募集期間中に、国内外から520点の作品が寄せられ、協議会会員による審査の結果、甲賀市信楽町の松田晃余さんの作品がロゴマークとして採用されることになりました。

このロゴマークは、甲賀ブランド認定商品に貼付される予定です。



甲賀ブランドロゴマーク

【作品の趣旨】 甲賀市の観光資源である忍者、信楽(タヌキ)、宿場の町屋に見られる格子戸をイメージしたデザインで、色はお茶の産地(土山、朝宮)の新茶色(黄緑色)です。「甲賀ブランドに認定!」と判子をボンと商品に押したイメージです。(松田さん)

問い合わせ・応募先

観光戦略推進室(甲賀ブランド推進協議会事務局)
☎65-0708 ☎63-4087

再生可能エネルギーの地域導入に向けた検証や研修等に補助

～甲賀市再生可能エネルギー地域導入促進事業補助～

近年、再生可能エネルギーの利用が注目されています。石油・石炭などの限りある化石燃料に対し、太陽光や太陽熱、水力、風力、地熱など資源が枯渇しないエネルギーを再生可能エネルギーと呼びます。

それらの利用方法の例として、太陽光発電パネルを地域住民で共同出資して設置したり、農業用水を利用した小規模水力発電を設置したりして、地域で利用する取り組みが全国各地で行われています。

市でも、再生可能エネルギーを地域で活用していただくことを目的にした補助事業を設けました。地域での再生可能エネルギー導入に向けてご利用ください。

対象事業

●再生可能エネルギーの地域利用を考える住民研修会等の開催

再生可能エネルギーの地域利用や地域導入を目的に、研修会等を開催するなどの経費を補助する。

・補助率10/10(15万円以内)

対象者

市内の営利を目的としない地域団体等

※補助金は予算の範囲内での交付となります。

※事業の詳細や補助金交付要綱については、生活環境課までお問い合わせください。なお、補助金交付要綱は市のホームページからも入手いただけます。

問い合わせ

生活環境課

☎65・0692
☎63・4582

交通事故ゼロへの道

守れていますか? 当然の「こと」を

■ウィンカーのタイミング

車を運転中、突然前の車や対向車が、ウィンカーも出さずに曲がったり、交差点に差しかかってからウィンカーを出したりして戸惑ったことはありませんか。

特に交差点では、曲がる直前まで合図を出さない車をよく見かけます。しかし、内側を走る原付バイクや自転車などを巻き込むような事故につながるおそれがあります。

ウィンカーは、右左折時には3メートル手前、また進路変更時には、3秒前に出すよう規定されていますが、これは、周囲の車などに対して自分の意思を表示するためです。

余裕をもってウィンカーを出すことを意識すれば周囲に気配りができる運転につながります。先を急ぐとか、同じ方向に曲がる対向車に先を譲りたくないとかという思いよりも、他者への優しさを大切にすれば、事故ゼロに近づけます。

■シートベルトは後部座席も

自動車では後部座席にもシートベルト

着用が義務付けられています。運転席と助手席の着用が義務付けられたのが平成4年ですが、その後も交通事故により後部座席の人が犠牲になることが多く、平成20年から全座席で着用しなければならぬことになりました。ところが、昨年の県下シートベルト着用率は、運転席で95.7%、助手席で85.5%となっている一方、後部座席は37%と極端に低くなっています。

シートベルトが効果を発揮するのは、衝突時です。例えば、時速60kmで壁などに衝突した場合は、5階建ての建物から落ちるのと同じくらいの衝撃を受けます。後部座席でシートベルトを着用していなければ、フロント部分を突き破って車外へ放り出されるくらいの力がかかるため、どのような事態になるかはおよそ想像が付きません。

助手席や後部座席に同乗する人は、運転者にとつて大切な人に違いありません。いくら運転に自信があっても、絶対大丈夫ということはありません。大切な人を守るためにもシートベルトの着用を勧めてください。交通事故ゼロをめざす安全運転も忘れずに。

のうっけい 掲示

納期限までに!
うっかりも滞納!
ゼロ! 滞納
いつも忘れず納めよう!



▲公売物品の一例

問い合わせ

滞納債権対策課 滞納対策係
☎65-0681 ☎63-4574

●納めたつもりで うっかりと忘れていませんか?

口座振替の方は、事前に口座の残金を確認してください。納付書払いの方は、各税目の納期月を確認いただき、毎月中旬に送付する納付書で忘れず納めてください。

納期限を過ぎても納付がない場合は、延滞金を加算されることとなります。延滞金は1か月を経過するまでは年4.3%、その後は年14.6%にもなります。

また、翌月に督促手数料100円を加算し、督促状を送付しています。督促状を送付しても納付がない場合は、差押予告を記した催告書を年3回(4月、8月、12月)送付しています。

《インターネット公売のお知らせ》

市では、Yahoo!JAPANが提供するインターネット公売システムを利用して、市税の滞納により差し押さえた財産の公売を実施します。

公売物品の下見会も10月2日(火) 13から16時、水口庁舎3階第3委員会室で実施しますので、ご参加ください。

※インターネット公売に参加される方は、公売参加申込が必要となります。詳しくは、甲賀市ホームページをご覧ください。

※電話・FAXによる公売への参加はできませんのでご了承ください。